

居宅介護支援重要事項説明書

1 居宅介護支援事業の概要

事業所名	ふれあいクリニック
所在地	荒尾市川登1761番地24
電話番号	0968-68-6565
介護保険指定番号	4310411196
営業時間	月～土 8:00～17:30 日祝日及び12月31日～1月3日 は休み
サービス提供地域	荒尾・長洲・玉名・大牟田・南関

2 職員体制

- (1) 管理者: 1名(常勤)
- (2) 主任介護支援専門員: 1名(常勤)
- (3) 介護支援専門員: 2名以上(常勤)
- (4) 事務員1名(非常勤)

3 居宅介護支援の内容

- (1) 居宅介護支援事業者は、利用者が自宅において日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画書を作成するとともに、その計画に従った適切なサービスが提供されるようサービス担当者会議等、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。
 - (2) 居宅介護支援に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様なサービス事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう努力します。
 - (3) 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場に努めます。事業所の所属法人以外のサービスについても紹介、調整します。
- 前6か月間に作成した居宅サービス計画の総数のうち、訪問介護、通所介護、

福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下訪問介護等という。)がそれぞれに位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6か月間に居宅サービス計画書に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅介護サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合は別表に記載した通りです。この情報は、介護サービス情報公表制度においても公表しています。

- (3) 居宅介護支援に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。
- (4) 居宅介護支援に当たっては、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの防止に資するよう行うとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。
- (5) 支援事業者は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者やその家族、サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者について決すべき課題を把握し、必要に応じて、居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 前項の居宅サービス計画の実施状況、解決すべき課題等について適切な記録を作成・保管し、利用者に対して継続的に情報提供、説明等を行います。
- (7) 支援事業者は、利用者が要介護認定または要支援認定の更新中及び変更を伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。また、支援事業者は、利用者が希望する場合は、利用者によって要介護認定等の申請を行います。
- (8) 支援事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき、毎月給付管理票を作成し、熊本県国民保険団体連合会に提出します。

4 市町村への届出

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を各区の窓口へ届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続きは下記の担当者へご相談ください。

5 利用者負担金

- (1) 要介護認定を受け、支援事業者の居宅介護支援のサービスを受ける旨をあらかじめ各区の窓口へ届け出た利用者については、介護保険制度から支援事業者へ直接給付が行われるので、利用者は自己負担する必要はありません。
- (2) 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者へ直接介護保険が支払われない場合があります。その場合、利用者はいったん1ヶ月当たり

認定限度額の利用料を払い、支援業者はサービス提供証明書を発行します。
サービス提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、保険給付分の払戻しを受けられます。

なお、保険料の滞納中に利用料金の変更があった場合には、利用者は変更後の料金を支払わなければなりません。

- (3) 担当者が通常のサービス実施地域をこえる地域に訪問・出張する必要がある場合には、その費用(実費)の支払いが必要となります。
- (4) 支援事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対して領収書を発行します。

※当事業所は特定事業所加算を算定している事業所です。

(1)居宅介護支援費

- 要介護1・2 1,086単位
- 要介護3・4・5 1,411単位

(2)特定事業所加算

- 特定事業所加算Ⅱ 421単位

(3)その他の加算

- 初回加算(300単位)
- 入院時情報連携加算Ⅰ(250単位)、入院時情報連携加算Ⅱ(200単位)、
- 退院退所加算(450単位～900単位 算定要件による)
- 通院時情報連携加算(50単位)

※居宅介護支援費・特定事業所加算・その他の加算については、全額介護保険で給付されるため利用者負担はありません。

6 キャンセル規程

- (1) 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問調査、居宅サービス契約の作成等のサービス提供をキャンセルし、または中断する場合は、事前に上記連絡先までご連絡ください。
- (2) 居宅サービス計画の変更、サービス事業者との連絡調整について利用者が行った依頼を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。
- (3) 利用者は、7日以上予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。
- (4) サービス提供のキャンセルまたは契約の解約の場合にも、キャンセル料金等はありません。ただし、交通費等の実費の支払いが必要なことがあります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者(管理者・前田 竜次)

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します

8 業務継続計画(BCP)の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

9 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます

10 提供するサービスの第三者評価の実施について

実地の有無	実施した直近の年月日	実施した評価機関の名称	評価結果の開示状況
無	令和 年 月 日		

11 その他

- (1) 利用者が担当者の変更を希望される場合には、変更を拒む正当な理由がない限り対応しますので、管理者までご相談ください。支援事業者は正当な理由がある場合に限り、担当者を変更することがあります。その場合は、事前に利用者の了解を得ます。
- (2) 担当者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮ください。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき、重要な事項を説明しました。

事業者	住所	荒尾市荒尾600番地3		
	名称	医療法人社団 荒尾クリニック		
	代表者	理事長	山田 邦夫	印

事業所	住所	荒尾市川登1761番地24		
	名称	ふれあいクリニック		
	説明者			印

私は本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項について説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印